

意見書

平成25年2月27日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 100-0005

住 所 とうきょうとちよだくまるのうち
東京都千代田区丸の内 1-8-1

氏 名 かぶしがいしゃ
株式会社 ジュピターテレコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう もり しゅういち
代表取締役社長 森 修一

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成24年度）（案）に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

株式会社ジュピターテレコム

検証結果案	意見
総論	<p>当社は従前よりブロードバンドの普及促進を図るための公正競争確保にはドミナント規制こそが最重要政策であると主張してきました。</p> <p>これは、電電公社の巨大な事業基盤を引き継ぎ、「ヒト・モノ・カネ・情報」を所有する強大な NTT グループに対する適切な規制こそが競争を活発にし、ひいてはブロードバンドの普及促進につながると考えるからです。</p> <p>本制度は総務省が検証をし、その結果を情報通信審議会に年に1度報告する方法で行っていますが、調査検証の過程のオープン化、問題点について制度化やルール化に結びつける行程は必ずしも明確とはいえません。</p> <p>当社としては、本制度の重要性を鑑みれば、結果報告のみならず審議会等においてオープンな形での調査審議を行うことが適当であると考えます。</p>
2 NTT 東西等における規制の遵守状況等の検証	<p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>NTT ファイナンスによる一括請求等について検証案では、「総務省は NTT 関係各社に要請を実施、NTT 各社から定期的に要請に基づく報告がなされ、審議会への報告が行を行ったことで直ちに追加の措置が必要とは認められない」としております。</p> <p>しかし、当社を含め各社から指摘のある NTT グループの巨大な経営情報の集約は、情報の共同利用の懸念のみならず、お客さまが NTT グループは一体と認識することにつながり、分割の意義が有名無実化される恐れがあります。つきましては、審議会等オープンな形で十分な調査審議を行うことを要望致します。</p>
	<p>(6) 日本電</p> <p>加入者情報や接続関連情報の流用の可能性の疑念や不適切な</p>

<p>信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<p>営業活動については、従前より当社を含めた競争事業者から指摘を行なっているところです。</p> <p>検証結果案では「NTT 東西によれば厳格な対応を実施しているとしている。総務省でも代理店契約等で確認しており、一定の措置が講じられており直ちに追加の措置が必要とは認められない」となっております。</p> <p>当社でも、NTT 東の代理店を名乗る者からの虚偽の説明による勧誘があったとの相談をお客さまから受け、NTT 東に申入れを行なったことがあります。NTT のブランド力を背景とした不適切な営業は広く通信業界のイメージの低下につながるものが懸念され、ひいては当社の事業にも影響を与えかねません。</p> <p>つきましては、現場の代理店を含めた実際の営業実態についてより詳細な調査審議を行うことを要望致します。</p> <p>また、活用業務制度は、NTT 再編の趣旨を有名無実化するものと考えております。例えば「フレッツ・テレビ」による実質的な放送参入は、当社のケーブルテレビ事業にも影響を与えています。</p> <p>活用業務制度については、改めてオープンな場での調査審議を要望いたします。</p>
-----------------------------	---

以上